



7国年第197-1号  
令和7年12月16日

江別市国民健康保険運営協議会  
会長 齋藤嘉孝様

江別市長 後藤好



江別市国民健康保険税の課税（賦課）限度額について（諮問）

このことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、下記の事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

令和8年度江別市国民健康保険税の課税（賦課）限度額について

2 諮問の理由

国民健康保険税の課税（賦課）限度額（以下、限度額という）は、地方税法施行令で定められており、例年、年度末に公布され4月1日施行されることから、江別市国民健康保険税条例を改正することによる限度額改定については、国民健康保険運営協議会での協議や江別市議会への議案提出の暇がないため、施行された年度中の課税に反映することができず、翌年度の改定としてきたところです。

今般、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることとなり、同じく地方税法施行令で限度額が定められる見込みであります。市の条例改正を翌年度とすると令和8年度の限度額の設定ができず、不適正な賦課となります。

このため、改正政令施行と同年度の課税に子ども・子育て支援金分の限度額を反映させるよう設定するとともに、従来の基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分についても適正な税額確保と中間所得層の負担軽減のため、あわせて同年度に設定することについて協議をお願いします。

また、協議いただく限度額は、政令の改定内容が示される令和8年度税制改正大綱に基づいた額といたします。

なお、改正政令施行の同年度に設定することについては、北海道からも対応が求められており、全道統一保険料となる令和12年度には、同年度の設定が必須となります。

3 施行日

令和8年4月1日

（健康福祉部国保年金課）



7 国年 1 9 7 - 2 号  
令和 7 年 1 2 月 1 6 日

江別市国民健康保険運営協議会  
会 長 齋 藤 嘉 孝 様

江別市長 後 藤 好



江別市国民健康保険税の税額について（諮問）

このことについて、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 条の規定に基づき、下記の事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

令和 8 年度江別市国民健康保険税の税額について

2 諮問の理由

平成 3 0 年度から、都道府県は、医療給付費を市町村へ全額支払い、市町村は、都道府県が決定した国保事業費納付金を都道府県に支払うこととなっております。

先般、北海道から令和 8 年度の納付金概算額が示されましたが、当市の現行税額では余剰額が生じる見込みです。

また、令和 8 年度から子ども・子育て支援納付金制度が始まり、従来の基礎課税分等に加え、子ども・子育て支援金分の新たな設定が必要です。

このため、令和 8 年度の税額について審議をお願いいたします。

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

（健康福祉部国保年金課）